

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県岡山市北区下伊福上町8番20号

法人名 三洋環境株式会社

氏 名 代表取締役 小林 寛嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを次のとおり証します。

令和 7年 2月20日

倉敷市長 伊 東 香 織



1 許可番号	第 183 号
2 許可の有効期間	令和 7年 3月 1日 から 令和 9年 2月28日 まで
3 事業の範囲	収集運搬業（以下のとおり） 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ） 2 積替保管施設の有無 無
4 収集運搬の区域	倉敷市内に限る。ただし、真備地区で発生したごみは、 吉備路クリーンセンターに搬入すること。
5 許可の条件等	裏面のとおり。

許可の条件等

- 1 一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱（令和5年倉敷市告示第118号）第7条で規定する処理基準及び第15条で規定する遵守事項を厳守すること。
- 2 廃棄物の搬入時、市の処理事業へ影響を与える等により生活環境保全上の支障を発生させないこと。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県岡山市北区下伊福上町8番20号

法人名 三洋環境株式会社

氏 名 代表取締役 小林 寛嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを次のとおり証します。

令和 5年 2月17日

倉敷市長 伊 東 香 織



1 許可番号	第 183 号
2 許可の有効期間	令和 5年 3月 1日 から 令和 7年 2月28日 まで
3 事業の範囲	収集運搬業（以下のとおり） 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ） 2 積替施設の有無 無
4 収集運搬の区域	倉敷市内に限る。ただし、真備地区で発生したごみは吉備路クリーンセンターに運搬すること。
5 許可の条件等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。 ・毎月10日までに前月分（1日～末日）の実績報告書を提出すること。

法第7条第11項に規定する生活環境の保全上の条件

1 分別基準

ごみは、「燃やせるごみ」、「可燃性粗大ごみ」及び「資源ごみ（紙ごみ）」に分けて収集すること。

「燃やせるごみ」は清掃工場に、「資源ごみ」は民間の再生資源施設に運搬すること。

可燃性の粗大ごみを壊さずに運ぶ場合は、清掃工場の破砕施設で破砕すること。

2 騒音

早朝、夜間の収集を行なう場合は、騒音に注意すること。

3 清潔

車両、車庫、積替え施設は常に清潔に保つこと。

4 野外焼却

ごみの野外焼却は行なわないこと。

5 積替え

市が認めた積替え施設以外では積替えは行なわないこと。

また、市が認めた積替え施設でも、厨芥類等悪臭の発生のある一般廃棄物の積替えは行なわないこと。

6 保管

収集したごみは直ちに運搬し、積替えにともなう場合以外はごみの保管は行なわないこと。

積替えにともない資源物などの手選別等を行う場合においても、選別後は性状に変化が生じないうちに運搬すること。

7 過積載

車両の最大積載量を越えてごみを積み込まないこと。

8 車両運行

塵芥車の後部扉を開放したまま走行しないこと。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県岡山市北区下伊福上町8番20号

法人名 三洋環境株式会社

氏 名 代表取締役 小林寛嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを次のとおり証します。

令和 3年 2月 9日

倉敷市長 伊 東 香 織



1 許可番号	第 183 号
2 許可の有効期間	令和 3年 3月 1日 から 令和 5年 2月28日 まで
3 事業の範囲	収集運搬業（以下のとおり） 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動によって生じた一般廃棄物（事業ごみ） 2 積替施設の有無 無
4 収集運搬の区域	倉敷市内に限る。ただし、真備地区で発生したごみは吉備路クリーンセンターに運搬すること。
5 許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項に定める生活環境の保全上の条件は、裏面のとおり。